

広報戦略ディレクター補助業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1. 実施目的

本市は令和 5 年 12 月策定の「豊中市広報戦略 2023ー2025」において、「共感を得る広報」をめざし、市政や豊中のまちについて市民の理解を深め、豊中への愛着を醸成していくことをめざしている。そのためには、情報を広報媒体に掲載するだけでなく、いかに情報を見てもらい、理解や共感を得るか、こうした観点で発信の内容や発信方法を工夫・改善していくことが必要である。

本業務は、本市の SNS 発信を対象として、専門的知見やノウハウを持つ専門人材に、発信の計画づくりから、発信媒体の効果的な使い分け、個別具体のコンテンツ作成、効果分析まで一連の取組みに対し助言・技術的指導を受け、組織の発信力を高めることを目的に実施するものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

広報戦略ディレクター補助業務

(2) 業務内容

別添「広報戦略ディレクター補助業務委託仕様書」のとおり

(3) 予定契約期間

契約締結日から令和 8 年(2026 年)2 月 28 日まで

(4) 予算額

委託料の上限は、4,000,000 円(税込)

(5) 担当部局

都市経営部 広報戦略課

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす法人・個人とする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成 7 年 6 月 1 日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成 24 年 2 月 1 日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項(会社法の

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 以下の実務経験があること。
 - ・ SNS やホームページなどインターネットを通じた広報
 - ・ 民間企業等における広報プロデューサー、ディレクター、又はそれに類する業務
 - ・ 民間企業等における組織全体の広報戦略又はそれに類するものの計画立案の支援

4. 日程（いずれも、令和 7 年（2025 年））

- ・ 募集要項等の公表 4 月 14 日（月）市ホームページに掲載
- ・ 現場説明会 実施しない
- ・ 参加表明書の締切 4 月 22 日（火）17 時まで（必着）
- ・ 質問事項の締切 4 月 22 日（火）17 時まで（必着）
 - ※質問は【様式 2】にてメールで受け付け、質問への回答は、市のホームページに掲載する。個別には回答しない。
- ・ 質問事項への回答 4 月 25 日（金）予定

- ・企画提案書等提出期限 5月2日(金) 17時まで(必着)
- ・第1次審査(書類審査) 5月9日(金) 予定
※応募事業者が5者以上あった場合のみ実施
- ・第2次審査(プレゼンテーション) 5月16日(金) 予定
※当日の時間、場所等は、第1次審査終了後、通知
- ・審査結果の通知予定日 5月下旬
- ・委託契約の締結予定日 5月下旬

5. 企画提案書

参加者は、本要項及び別紙「広報戦略ディレクター補助業務仕様書」に基づき、下記のとおり本案件に関する企画提案書を作成すること。

(1) 提出書類の種類

No	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル参加 表明書	提案者の代表者印(豊中市登録事業者の場合は登録している印。以下同じ)を押印。	様式1
2	企画提案書	次のとおり企画提案を求める。 <項目①>現在の広報戦略 2023 - 2025 の課題及びその改善についての提案 <項目②>本市の SNS 発信について、問題点や課題を3つ以上提示するとともに、それらの解決に必要な取り組みについての提案 <項目③>本件公募に係る本市作成の動画に対する改善提案 <項目④>動画作成に係る助言と技術的指導について、効果的かつ具体的な支援方法(体制・フロー・ツール等)の企画(動画作成研修会に関する提案を含む)。 <項目⑤>本業務の推進にあたり、またはそれに関連して、仕様書以外に提案者ができる点について。	任意
3	業務実施体制調書	本業務を担当する体制を記載すること	様式3
4	業務経歴書	類似する事業実績等を記載すること	様式4
5	団体の概要書 (企業概要など)	連絡先(担当者氏名、電話・FAX 番号、メールアドレス)を記載すること。	任意
6	見積書	本プロポーザルにおける提案の見積価格	任意
7	処分歴等の確認書	様式5に記載し提出すること。	様式5

(2) 提出方法

PDF形式のデータファイルで、以下のいずれかで提出すること。提出後は、事務

局に対し提出書類のダウンロードについて確認すること。

ただし、プロポーザル参加表明書については、メールにてデータを送付すること。

- ・メールにて提出

 - ※メールにファイルを添付する場合は受信可能なファイルサイズは 8MB まで。

 - ※オンラインストレージ等のダウンロードリンクの送付も可。

- ・大容量送受信システムにて提出

 - 希望する場合は、事務局へ連絡をすること。プロポーザル参加表明書【様式 1】に記載のメールアドレスに対し、大容量送受信システムの ID 等を送付する。その ID 等を使用し、企画提案書等を提出すること。

(3) 提出期限

- ・ プロポーザル参加表明書 (No.1)

 - 令和 7 年(2025 年)4 月 22 日 (火) 17 時(必着)

- ・ 企画提案書等 (No.2~7)

 - 令和 7 年(2025 年)5 月 2 日 (金) 17 時(必着)

 - ※提出書類の不足又は期限内未到着の場合は、応募（参加）を無効とする。

 - プロポーザル参加表明書の提出がなかった場合、プロポーザル参加の意思がないものとみなす。

 - ※提出書類の分割提出は認めない。

(4) 提出先

下記「10. 応募先、質問先及び問い合わせ先」を参照

6. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する受託候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置し審査する。応募事業者が5者以上あった場合のみ、第1次審査（書類審査）を行う。提案書及び提案書に基づく第2次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。第2次審査（プレゼンテーション）の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者とししない。なお、選考委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定するものとする。

第2次審査（プレゼンテーション）の日程等は以下の通り。

- ① 日時：5月16日（金）を予定（日時・場所等の詳細は、提案者に別途連絡する。）
- ② 発表時間：25分（各提案者につき10分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答することとする。）
- ③ 発表方法：提出された企画提案書に対する説明を求めるとともに、選考委員会から事業者に対し、質疑応答を行うためのプレゼンテーションを実施する。
※詳細は別途、お知らせする。
- ④ その他：当日の出席者は提案者あたり3名以内（プレゼンテーションを行う者を含む）とし、すべて今回の提案業務に関わるスタッフとする

(2) 評価項目

項目	配点 (合計 100)	備考
(1) 企画提案書	20	○本業務の目的・趣旨の理解 ○提案内容の実現性について ○業務を推進するための幅広い知見・実行力をもっているか
	40	○提案の有効性について ○助言・技術的指導・分析にあたり必要な知識・経験を有しているか ○支援方法は妥当か
	10	○その他追加提案
(2) 実施体制・業務実績	20	○本業務の実施体制について ○取組み姿勢について ○類似する業務の実績
(3) 見積金額	10	○見積額について相対評価とする。
(4) 処分歴	内容に応じて減点	○処分歴等についての評価

(3) 審査結果の通知と公表

- ・結果は5月下旬に参加資格を満たした全ての提案者に対して文書で通知する。
 - ・豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。
 - ・市ホームページにおいて結果公表を行う。公表内容は次のとおり
 - ① 件名
 - ② 履行期間
 - ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
 - ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
 - ⑤ 選定理由
 - ⑥ 採点結果
 - ⑦ 担当課
 - ⑧ その他（受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）
- ※応募者が2者の場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しない。

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・期限内に提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に遅刻・欠席したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに本市の関係条例及び規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選考委員会が失格と認めたとき

8. 契約について

- ・優先交渉権者は、採択された提案をもとに本市と詳細を協議するものとする。協議の結果、契約内容と仕様、契約金額については、採択された提案と変更が生じることがある。
- ・本業務の受託者は本市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）

9. 留意事項

- ・本プロポーザルに要する経費（提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等）は、応募者の負担とする。
- ・選考委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ・質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けない。
- ・提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じない。
- ・提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- ・提案参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げの場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届【様式6】を文書で豊中市長あてに提出すること。
なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。

10. 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市 都市経営部 広報戦略課

T E L : 06-6858-2028 F A X : 06-6842-2810

E-mail : kouhou@city.toyonaka.osaka.jp

担 当 : 結城、辻本、岡田、長谷川